

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 都市計画課
- 3 監査実施年月日 令和4年10月12日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年11月4日

注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	ア 措置日：令和4年11月8日 今後は、より適切な契約事務を行うため、相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる具体的な内容を記載します。
イ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直し、用語の訂正等を行っていないもの（共通事項）	イ 措置日：令和4年11月8日 改正民法を踏まえて、契約条項等の見直しを行います。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 建築指導課
- 3 監査実施年月日 令和4年10月11日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年11月4日

注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 長期継続契約において、見積徴収の際の通知に「長期継続契約である」及び「予算減額された場合の契約変更・解除」の旨の記載がないもの（個別事項）	ア 措置日：令和4年11月7日 今後は記載事項の確認を徹底し、不備がないようチェック体制を強化します。
イ 契約保証金において、免除する根拠条項に誤りがあるもの（個別事項）	イ 措置日：令和4年11月7日 今後は記載事項の確認を徹底し、不備がないようチェック体制を強化します。
ウ 前年度に起案した執行伺本文中に「準備行為」である旨の記載がないもの（個別事項）	ウ 措置日：令和4年11月7日 今後は浦添市契約規則等を遵守し適切な事務処理に努めます。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 建築営繕課
- 3 監査実施年月日 令和4年10月12日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年11月4日

是正事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 行政財産使用料の算定において、端数処理に誤りがあるもの（個別事項）	ア 措置日：令和4年11月30日 必要に応じて適切な処理を行うことと、 今後はチェック体制を強化し、再発防止に努めます。
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 見積り徴取予定業者の選定伺いがないもの（共通事項）	ア 措置日：令和4年11月30日 今後は契約事務にあたり、契約規則、関係法令を遵守し適切な事務処理に努めます。
イ 入札保証金において契約規則第30条第3項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載がされていないもの（共通事項）	イ 措置日：令和4年11月30日 今後は、より適切な契約事務を行うため、免除の根拠となる具体的な内容を記載します。
ウ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	ウ 措置日：令和4年11月30日 今後は、より適切な契約事務を行うため、相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる具体的な内容を記載します。
エ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直し、用語の訂正等を行っていないもの（共通事項）	エ 措置日：令和4年11月30日 改正民法を踏まえて、契約条項等の見直しを行います。
オ 指名競争入札執行伺において、指名業者一覧表の添付のみで指名業者の選定伺いに関する記載がないもの（個別事項）	オ 措置日：令和4年11月30日 今後は、指名競争入札執行伺本文において、指名業者の選定について記載してまいります。
カ 行政財産使用許可に係る伺い本文において、占用面積及び使用料の算定に係る積算内容が示されていないもの（個別事項）	カ 措置日：令和4年11月30日 今後は、文書取扱規程に基づき積算内容を明記し、適切に処理します。

キ 公有財産賃貸借契約に係る伺い本文において、3件の契約の件名が同一で、契約額、設置場所等の必要事項の記載が漏れ、契約内容が不明確であるもの（個別事項）	キ 措置日：令和4年11月30日 今後は、契約規則、関係法令を遵守し、チェック体制を強化する等、適切な事務処理に努めます。
ク 契約の仕様書に規定している市からの通知及び契約業者からの執行計画書の収受を行っていなかったもの（個別事項）	ク 措置日：令和4年11月30日 今後は、記載事項の確認を徹底し、契約書及び仕様書を遵守し、業務実施に齟齬が生じないよう努めます。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 用地課
- 3 監査実施年月日 令和4年10月14日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年11月4日

注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 改正民法を踏まえて、契約条項の見直し、用語の訂正等を行っていないもの (共通事項)	ア 措置日：令和4年11月11日 改正民法を踏まえて、契約条項等の見直しを行いました。
イ 副市長決裁の執行伺後に、課長決裁で履行期間を変更して入札執行を依頼し、執行伺と相違した履行期間としたもの（個別事項）	イ 措置日：令和4年11月11日 執行伺決済後の事務調整の結果、履行期間を令和3年12月28日までと変更した。
ウ 見積徴収依頼書において、110分の100に相当する金額を記載させるべきところ、注意事項欄に「100分の110に相当する金額を見積書に記載すること。」と誤って表示していたもの（個別事項）	ウ 措置日：令和4年11月11日 「見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする」としながら、「見積もった請負金額の100分の110に相当する金額を見積書に記載」と文言が矛盾している。今後は、注意事項の文言を適切に修正したい。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 道路課
- 3 監査実施年月日 令和4年10月14日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年11月4日

是正事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 随意契約の委託業者から届出書を収受したが、契約の一連ファイルにつづらず、担当職員の机に入れ忘れていたもの (個別事項)	ア 措置日：令和4年11月14日 今後は公文書の取扱いに注意し、適切な事務処理に努めます。
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 見積り徴取予定業者の選定伺いが無いもの (共通事項)	ア 措置日：令和4年11月14日 今後は契約事務にあたり、契約規則、関係法令を遵守し適切な事務処理に努めます。
イ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項)	イ 措置日：令和4年11月14日 今後は、より適切な契約事務を行うため、相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる具体的な内容を記載します。
ウ 委託予定価格表について、業者が提出した委託単価表を参考にして作成しているが、金額の転記に誤りがあるもの (個別事項)	ウ 措置日：令和4年11月14日 今後は、記載事項の確認を徹底し、転記ミスがないようチェック体制を強化します。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 区画整理課
- 3 監査実施年月日 令和4年10月11日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年11月4日

是正事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 予算の執行伺において、予算規則第20条(別表第3(4))に規定されている財務部長の合議を得ていないもの (個別事項)	ア 措置日：令和4年11月7日 予算執行にあたり、予算規則、関係法令を遵守し適切な事務処理に努めます。
イ 契約の変更を行わず、簡単な誤字脱字の訂正の場合に限られる捺印による訂正を行っているもの (個別事項)	ア 措置日：令和4年11月7日 今後は関係法令等を遵守し、適切に契約事務処理を行います。
注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 見積り徴取予定業者の選定伺がないもの (共通事項)	ア 措置日：令和4年11月7日 契約事務にあたり、契約規則、関係法令を遵守し適切な事務処理に努めます。
イ 入札保証金において契約規則第30条第3項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載がされていないもの (共通事項)	イ 措置日：令和4年11月7日 今後は免除の根拠となる内容の記載を行います。
ウ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの (共通事項)	ウ 措置日：令和4年11月7日 今後は免除の根拠となる内容の記載を行います。
エ 改正民法を踏まえて、契約条項の見直し、用語の訂正等を行っていないもの (共通事項)	エ 措置日：令和4年11月7日 改正民法を踏まえて、契約条項等の見直しを行います。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 美らまち推進課
- 3 監査実施年月日 令和4年10月11日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年11月4日

注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 入札保証金において契約規則第30条第3項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載がされていないもの（共通事項）	ア 措置日：令和4年11月7日 今後は契約することが確実な理由を記載し、確認します。
イ 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの（共通事項）	イ 措置日：令和4年11月7日 今後は契約することが確実な理由を記載し、確認します。
ウ 随意契約について、根拠条文等を誤っているもの（個別事項）	ウ 措置日：令和4年11月7日 今後根拠条文の確認を徹底します。
エ 契約変更伺において、変更理由の記載がないもの（個別事項）	エ 措置日：令和4年11月7日 今後記載を徹底します。
オ 指定管理料の精算の起案を行わずに精算書を起票しているもの（個別事項）	オ 今後の精算時は年度報告書にて対応します。また、清算前の伝票についても、担当者のみ確認ではなく、起案により確認し伝票を発行します。
(2) 例規について	
ア 浦添市生垣設置、壁面緑化樹木配布実施要綱（昭和61年訓令甲第4号）は、訓令ではなく別の立法形式での制定が望ましいもの（個別事項）	ア ご指摘の通り、本来は条例、規則又は告示で制定することが望ましいと考えます。制定から相当年数が経過し、内容についてもその必要性も含め検討が必要と考えており、廃止と同時に新たに告示等を行うか、今後検討したいと考えております。

- 1 監査区分 令和4年度定例・行政監査
- 2 監査対象機関 新施設建設課
- 3 監査実施年月日 令和4年10月14日
- 4 監査結果報告書の日付 令和4年11月4日

注意事項	措置結果
(1) 契約事務について	
ア 起案用紙の合議欄において、決裁が漏れているもの（個別事項）	ア 措置日：令和4年11月15日 契約事務にあたり、事務決裁規程、関係法令を遵守し適切な事務処理に努めます。